



行政書士の出番ですよ!!

～不断の改善／信頼の構築～

兵庫県行政書士会

会長 大口

すずむ
大口

令和4年度 行政書士制度広報月間の取り組み
～権利擁護の推進と定着に向けて：行政書士権利まもり隊と称して～



例年のとおり9月を準備期間として、10月の行政書士制度広報月間が始まります。

法の日の無料相談会を中心に、日本行政書士会連合会（日行連）をはじめ、各単位会、支部を通じて、全国で行政書士制度の普及と浸透を図ります。

本会では、広報月間は企画部を主管としていますが、9月、10月において各部署が一丸となって次の主要な事業とあわせて取り組む計画です。

部署等	時期等	取り組み概要
企 画 部	9月	・会長および支部長等による各県民センター、県民局の訪問
	9/1,2	・国際フロンティア産業メッセ出展・セミナー開催
	9/17	・お悩みパーフェクト相談会への参画(兵庫県自由業団体連絡協議会主催)
	9,10月	・支部連携による関係部署・団体等への制度普及
	10月	・支部連携による無料相談会の開催 ^{※1}
	10月	・SDGs関連セミナーの開催
	10/3	・本会 法の日の無料相談会開催(デュオこうべ 採光ドーム) ADR、成年後見、女性起業、著作権等の相談
	10/27	・埼玉会との中小企業支援についての情報交換会
	9,10月	・ウクライナ侵攻に対する相談支援(11月以降も継続)
	9,10月	・労働者協同組合法に関する相談支援(兵庫県委託事業11月以降も継続)
	9,10月	・マイナンバーカード代理申請手続事業(総務省委託事業11月以降も継続)
法 規 部	9,10月	・支部連携による行政書士法違反に係る監察活動：行政窓口での市民の適正な申請手続確保のための啓発と調査

部署等	時期等	取り組み概要
広 報 部	9月	・ホームページ、行政ひょうご、パブリシティー等メディア活用による広報活動
	10月	・三ノ宮等主要駅でのデジタルサイネージの展開
業 務 部	9、10月	・関係部署等の訪問：会員の皆さんへの業務改善を目的とした情報収集等
	9/17	・お悩みパーフェクト相談会相談員参画（農業・土地、福祉・医療、知的資産、国際、各専門部会）
	9、10月	・建設キャリアアップシステム登録支援（11月以降も継続）
	9、10月	・労働者協同組合法に関する相談支援（兵庫県委託事業11月以降も継続）
	9、10月	・ウクライナ侵攻に対する相談支援 相談員参画
研 修 部	10/13	・新入会員義務研修会の開催
	9、10月	・一般業務研修11講座を開催
	10月	・倫理会則義務研修スタート（VODおよび主要地域開催）
総 務 部	9月	・支部連携による防災等BCP実証活動
	9/17	・お悩みパーフェクト相談会 スタッフ参画
	10/13	・新入会員義務研修会の開催
	9/26、10/24	・新入会員説明会（11月以降も継続）
財 務 部	10月	・後期会費徴収ならびに未納および滞納事案の調査
行政書士 ADRセンター兵庫	9、10月	・支部連携のパンフレット配布による制度周知
	10/3	・本会 法の日の無料相談会（デュオこうべ 採光ドーム） 相談員等参画
申請取次行政書士 管 理 委 員 会	9/16、10/12	・申請取次届出済証明書交付時講習の開催（11月以降も継続）
	9、10月	・ウクライナ侵攻に対する相談支援 相談員参画
コスモスひょうご	10/3	・本会 法の日の無料相談会（デュオこうべ 採光ドーム） 相談員等参画

令和元年に行政書士法の目的規定の改正がなされ、昨年は、行政書士制度制定70周年を迎えた。しかし、昭和26年制定時には、法律制定の目的である目的規定は無く、各位の尽力により平成9年に規定されるまでの45年間ありませんでした。

当初は、目的規定に「権利擁護」の文言を入れるべく運動を展開しましたが、かなうことなく、その後は行政書士業界の“願い”として、継続的な運動となった旨を先輩諸氏からお聞きしていました。

そして、22年のときを経て、このたびの改正として「権利擁護」の文言を入れることはできませんでしたが、「権利利益の実現に資する」として、「権利」を規定されることになりました。^{※2}

（目的）

第一条 この法律は、行政書士の制度を定め、その業務の適正を図ることにより、行政に関する手続の円滑な実施に寄与するとともに国民の利便に資し、もつて国民の権利利益の実現に資することを目的とする。

そして、令和2年度からは、日行連からの行政書士広報月間実施基本要綱の目的は、第一条の目的規定を反映したものに変えていきます。^{※1}

また、日行連では、権利擁護推進委員会が設置され、行政書士の権利擁護に関する基本理念が設けられました。^{※3}

このたび、委員会では、広報月間や行政書士記念日に活用できる権利擁護推進パンフレットやユキマサくんイラストを作成し、日行連ホームページの連conからダウンロードできるようになっています。^{※4}

「行政書士権利まもり隊」と称してさまざまな権利に対し、変身をして広く活躍するキャラクターとして誕生させました。

つきましては、このたびの広報月間では、こうした推進ツールを活用いただき、会員各位が、目的規定を行政書士の使命とし、市民の皆さまの日常にとって扱いづらい「権利」を利益も含めて守り、実現する制度であることの推進と定着にご協力をぜひともお願ひいたします。



行政書士権利まもり隊 (TEAM G) 出動 !!



レッド！ オレンジ！ イエロー！ グリーン！ ブルー！ パープル！ レインボー！
(高齢者) (子ども) (女性) (外国人) (障がい者) (みんな) (LGBT等の方)

《参考》

※ 1 本誌2022年9月号P10 令和4年度行政書士制度広報月間実施基本要綱

※ 2 条解行政書士法—第一分冊（業務編）—〔改訂版〕日本行政書士会連合会著 ぎょうせいP19～27参照

※ 3 行政ひょうご2022年2月号会長メッセージ参照

※ 4 ① 権利擁護推進パンフレットダウンロード

日行連HP>会員ログイン>連con HOME>業務関連情報>委員会等>権利擁護推進パンフレットのデータ提供について

② 行政書士 権利まもり隊ユキマサくんイラストダウンロード

日行連HP>会員ログイン>連con HOME>ユキマサくんイラストダウンロードデータ集>ユキマサくんイラストダウンロードデータ集>別図 行政書士 権利まもり隊ユキマサくん

行政書士による権利擁護のススメ

そうだ、行政書士に相談しよう！

【高齢者・障がい者編】



人類の権利をまもる正義のヒーロー
行政書士 権利まもり隊（TEAM G）出動!



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

日本行政書士会連合会は、SDGs「持続可能な開発目標」の達成に貢献します。

日本行政書士会連合会

【高齢者・障がい者分野】

高齢者・障がい者の 方々の権利を 守ります！



ユキマサ ブルー
(障がい者)

ユキマサ レッド
(高齢者)

◆業務紹介

行政書士は、国家資格者として、行政手続きや権利義務関係の業務を通じ、国民の権利利益の実現に資するべく、身近な相談相手として、時には支援者として社会生活を支えています。

高齢者・障がい者の方々の安全と安心の暮らしを続けるため、次のような業務を行っています。

- (1) 老人福祉法による関係事業の手続(老人ホーム、老人福祉センター設置届等)
- (2) 指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設等指定申請
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算手続
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業(介護タクシー)許可申請
- (5) 社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO法人)等の設立
- (6) 新たな住宅セーフティネット制度の取り組み(住宅登録)
- (7) 遺産分割協議書、遺言書の作成支援

など

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

◆活動内容

高齢者・障がい者の方々の基本的人権や財産を守ることはとても大切なことです。超高齢社会では独居高齢者が増加しており、認知症などコミュニケーションが困難な状態や判断能力が低下した場合には、成年後見制度(※)を利用した支援が必要になります。相続、遺言、財産管理、介護、施設への入所等、様々な心配や不安のご相談をお受けします。

また、精神障がい者や知的障がいの方々に対する権利侵害や差別、偏見などの問題も看過することはできません。精神障がい者や知的障がいの方々の権利擁護を図り、楽しい日常生活を送るため、法的支援に関する活動、各種制度及びその運用の改善に関する活動、相談会の開催等を行います。

これらの実現のためには、地域社会との連携が重要です。行政書士は地域社会の中で、県・市町村等行政機関や福祉関係者ほか、様々な関係機関や団体等とネットワークを構築し、高齢者・障がい者の方々の権利擁護支援活動を推進します。

※行政書士は、次の関係団体と連携し、成年後見制度等の権利擁護を推進しています。

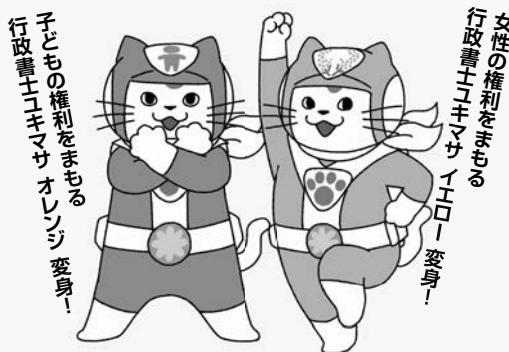
行政書士の成年後見制度専門職団体

- 一般社団法人 コスマス成年後見サポートセンター
- 一般社団法人 北海道成年後見支援センター
- 公益社団法人成年後見支援センターヒルフエ
- NPO 法人 おかやま成年後見サポートセンター

行政書士による権利擁護のススメ

そうだ、行政書士に相談しよう!

【子ども・女性編】



人類の権利をまもる正義のヒーロー
行政書士 権利まもり隊 (TEAM G) 出動!



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

日本行政書士会連合会は、SDGs「持続可能な開発目標」の達成に貢献します。

日本行政書士会連合会

【子ども・女性分野】

子どもや女性の
権利を守ります！



◆ 業務紹介

行政書士は、国家資格者として、子どもには、家庭内や社会における虐待、暴力及び権利侵害を防止し、その環境をつくり、女性には、男女共同参画社会の形成において、男女の権利が尊重され、家庭と仕事の両立ができ、女性活躍を促進するための支援や環境づくりに貢献する次の業務を行います。

- (1) 保育園、認可外保育施設等の開設手続き
- (2) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者の指定申請
- (3) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス指定申請
- (4) 善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することを目的とした風俗営業許可申請
- (5) 起業支援
法人設立、必要営業許可等申請、事業計画書作成、各種起業支援金・補助金等の手続きサポート

など

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

◆ 活動内容

- (1) 在留資格が外国籍の子どもたちの進路や夢を阻むことがあります。このようなことを防ぐために、外国人の方々に必要な情報を届けて必要な対応を促したり、行政や支援団体等に働きかけて課題を抱える子どもたちの早期発見に努め、連携を行ったりして解決を目指します。
- (2) 精神障がい者や知的障がい者に対する権利侵害や差別、偏見は根深いものがあります。また、地域の支援活動等も重要となります。
そのため、障がい児、障がい者及び高齢者などの方々に対して、親なき後見問題も含めて成年後見制度と未成年後見制度を活用し、行政書士の強みを活かしながらその周辺業務も含めて権利擁護支援に取りくんでまいります。
本人の意思決定を最大限に尊重するためにも任意後見契約に力を入れてまいります。
- (3) ヤングケアラーの問題について、福祉関係事業者と連携し、制度の活用や改善による解決を進めてまいります。
- (4) 行政書士制度における女性役員の割合が低いなどの課題意識を持つとともに、内閣府男女共同参画推進連携会議 業界における女性の活躍推進チームに参画し、女性行政書士の活躍についての促進を図っています。

行政書士による権利擁護のススメ

そうだ、行政書士に相談しよう!

【外国人編】



人類の権利をまもる正義のヒーロー
行政書士 権利まもり隊 (TEAM G) 出動!



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS
日本行政書士会連合会は、SDGs「持続可能な開発目標」の達成に貢献します。

日本行政書士会連合会

【外国人分野】

日本で暮らす
外国人の方々の
権利を守ります!



◆業務紹介

行政書士は、国家資格者として、外国人の方々の日本における在留資格の手続き、帰化手続き、起業などをサポートしています。

特に、「在留資格」は外国人の方々が日本で暮らすためにはなくてはならないライフラインと言えます。そこで、主に以下のような出入国在留管理局に対する手続きを支援しています。

- (1) 外国にいる外国人の招聘のための在留資格認定証明書交付申請
- (2) 日本にいる外国人の在留期間更新許可申請
- (3) 日本にいる外国人の在留資格変更許可申請
- (4) 日本にいる外国人の永住許可申請
- (5) 在留特別許可の申請
- (6) 日本で生まれた外国人の在留資格取得許可申請

など

※他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

◆活動内容

・在留資格や帰化の許可を得るということは、日本に入国・在留する外国人の方々の権利を実現するということに他なりません。行政書士は、これらの申請手続きのサポートを通して、彼らが希望する生活、人生が送れるよう、日本での生活基盤づくりに寄与しています。

・外国人の在留資格や国籍、起業、国際結婚・離婚・認知等について幅広く相談にのり、外国人の方々の権利の擁護に貢献しています。

・地域の企業が外国人の受け入れを行う際に、公正な事業慣行の推進を支援します。企業を直接サポートしたり、地域の支援センターに相談員やセミナー講師を派遣することによって間接的に支援しています。

・地域の外国人支援ネットワークの一員として、地域の課題解決に取り組み、多文化共生推進に寄与します。

【具体的な取り組み事例】

日本で暮らす外国籍の子どもたちが将来の就職を考える時、在留資格について併せて考える必要があります。その夢を叶えるためには、適法に就労することができる在留資格を持っているか、もしくは得られる状況にあるかを確認することが必要です。

そのため、外国人の方々に必要な情報を届けて必要な準備を促したり、行政や支援団体等に働きかけて課題を抱える子どもたちの早期発見に努め、連携をして解決を目指します。

「外国人労働者の人権を守るべく、企業に対して法令遵守の意識啓発を行います。また、人権侵害が発生していると見受けられる場合は、関係諸機関と連携して、問題解決にあたります。」

行政書士による権利擁護のススメ

そうだ、行政書士に相談しよう!

[LGBT 等編]



人類の権利をまもる正義のヒーロー
行政書士 権利まもり隊 (TEAM G) 出動!



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT GOALS

日本行政書士会連合会は、SDGs「持続可能な開発目標」の達成に貢献します。

日本行政書士会連合会

[LGBT等の分野]

LGBT等の方々の権利を守ります!

♥ LGBT ♥



ユキマサ レインボー²
(LGBT等の方)

◆ 業務紹介

行政書士は「国民の権利利益の実現」する国家資格者ですが、国民にはLGBT等の性的マイノリティの方々も含まれます。しかしながら、LGBT等の性的マイノリティの方々は、法律や制度が利用できず、権利利益の実現が困難となっている実態があります。

そこで、LGBT等のカップルの方やその家族のために、次のような書類の作成や手続きなどを支援しています。

- (1) パートナーシップ合意契約書の作成
- (2) 遺言書の作成
- (3) 任意後見契約書の作成
- (4) 死後事務委任契約書の作成
- (5) 医療に関する意思表明書の作成
- (6) 在留資格申請（外国人のパートナーの在留資格）

など

*他の法律において制限されているものについては、業務を行うことはできません。

◆ 活動内容

行政書士の業務として、相続・遺言に関する業務や任意後見契約書等の契約書作成、在留資格申請の各業務は、一般的な業務と言えます。しかしながら、こうしたサポートを必要とする方には、実は、LGBT等の性的マイノリティの方々も含まれていることはあまり知られていません。

行政書士がこれまで以上に権利擁護やLGBT等の方々に対する意識を高め、LGBT等の方々の権利利益の実現に資することができるよう、次の活動を行います。

- (1) 国民に対する権利擁護に関する普及啓発活動を推進します（研修、セミナー、出前授業の実施、日行連ホームページへの掲示、パンフレット、チラシの作成、VODの活用、セミナーなど）。
- (2) LGBT等の方々が相談しやすい環境づくりのため、各地域の当事者団体や権利擁護を推進する関係団体等との連携を推進します。
- (3) 関係団体等との連携やイベントへの参加等を通して、LGBT等の性的マイノリティの方々に対する相談体制の構築を推進します。
- (4) LGBT等の性的マイノリティの方々の権利擁護に関する法律等の調査、研究や実態調査及び周知等を検討してまいります。また、国・各省庁等への提言、意見書等の検討をしてまいります。
- (5) LGBT等の性的マイノリティの方々を含むすべての人の権利擁護の推進のため、課題解決に取り組み、誰一人取り残さない社会の実現に寄与します。

